

令和 8 年度市原市地籍調査事業（五井Ⅳ地区）業務委託
共通仕様書

（目的）

第 1 条 本仕様書は、市原市（以下「発注者」という。）が国土調査法第 10 条第 2 項の規定に基づき、国土交通省令で定める要件に該当する法人（以下「受注者」という。）に対し地籍調査の実施を委託する地籍調査事業の作業方法等について定める。

（作業規程）

第 2 条 本業務にあたっては、本仕様書のほか業務委託契約書及び次の各号に掲げる法令等により実施し、疑義が生じた場合には発注者と協議し実施すること。

- （１） 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）
- （２） 国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）
- （３） 国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令
（平成 22 年国土交通省令第 50 号）
- （４） 地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）
- （５） 地籍調査作業規程準則運用基準
（令和 3 年 3 月 30 日国不籍第 555 号国土交通省不動産・建設経済局長通知）
- （６） 地籍図作成要領
（令和 3 年 3 月 2 日国不籍第 489 号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- （７） 地籍簿作成要領
（令和 3 年 3 月 31 日国不籍第 581 号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- （８） 地籍調査事業工程管理及び検査規程
（令和 3 年 3 月 31 日国不籍第 578 号国土交通省大臣官房土地政策審議官通知）
- （９） 2 項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則
（令和 3 年 6 月 11 日国不籍第 588 号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- （10） 地籍調査事業（2 項委託）実施要領
（平成 24 年 3 月 29 日第 567 号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- （11） 地籍調査の成果の認証の請求又は認証の承認申請に係る書類の作成要領
（令和 3 年 3 月 31 日国不籍第 580 号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- （12） 地籍測量に用いる器械の点検要領
（平成 23 年国土籍第 280 号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- （13） 基準点測量作業規程準則（昭和 61 年総理府令第 51 号）
- （14） 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）・同法施行令（昭和 24 年政令 322 号）及び同規則
- （15） 地籍調査成果電子納品要領（平成 29 年 4 月版国土交通省土地・建設産業局）
- （16） 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例
（平成 29 年 11 月 21 日国土籍第 322 号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）

- (17) 地籍調査に係る通達及び先例
- (18) その他不動産（土地）関連法規

（作業計画）

第 3 条 受注者は、業務着手前に次の各号に掲げる書類を作成し、発注者の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとする時も同様とする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 作業工程表
- (3) 着手届
- (4) 主任技術者届
- (5) 作業班長届
- (6) 受託監督者及び受託検査者届
- (7) 作業の班編成表及び実施体制表
- (8) その他発注者が指示する書類

（打合せ）

第 4 条 受注者は、作業を円滑に遂行するため、必要な事項についてその進捗状況を毎月 5 日までに報告するほか、必要な段階ごとに発注者と十分打合せを行って、作業の手戻りや遺漏の防止に努めなければならない。なお、打合せの時期等については協議するものとする。

- 2 作業実施中に指示又は協議した重要な事項及び打ち合わせた内容は、作業打合せ簿を 2 部作成し、相互に確認のうえ各 1 部を保管するものとする。

（秘密厳守）

第 5 条 受注者は、本業務の遂行上知り得た個人情報及び全ての事項について、本契約期間及び契約終了後も第三者に漏洩してはならない。

- 2 受注者は、本業務の遂行上知り得た個人情報の取扱いについては関係する法令並びにガイドライン等を遵守するとともに、借用を受けた資料に関しては、個人情報の保護対策を行い、管理・保管・廃棄するものとする。
- 3 業務上収集した情報を発注者の許可なく、複写及び加工し、庁外へ持出してはならない。

（工程管理及び工程検査）

第 6 条 受注者は、本業務の実施にあたり、2 項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程並びに同細則に基づき実施するものとする。

- 2 受託監督者（工程管理者）は、主任技術者による工程ごとの自社点検を行った後、「工程管理及び検査の要目一覧表」に従い点検を実施しなければならない。

(工程検査)

第 7 条 受注者は、業務の実施にあたり、2 項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程並びに同細則に基づき実施するものとする。

2 受託検査者は、原則として工程大分類ごとに検査を行い、検査成績表を作成して発注者の検査を受けるものとする。

(再委託)

第 8 条 受注者は、工程管理及び検査に係る業務を再委託することはできない。ただしその他の業務で、発注者が再委託を許可する場合には再委託することができる。なお、再委託の成果に係る責任も受注者が負うものとする。

(完了検査)

第 9 条 受注者は、完了検査を受ける際には、工程検査済みも含めた全ての成果品及び関係資料を準備し、主任技術者立会いの上検査を受けなければならない。

2 この検査にかかる費用は、受注者の負担とする。

3 本作業の完了は、成果品を提出し、検査に合格した時をもって完了とする。なお、完了後において訂正事項等が生じた場合は、この責任において訂正しなければならない。

(官公庁その他への手続き等)

第 10 条 受注者は、作業実施のための必要な関係官公庁、その他に対する諸手続きは、発注者と協議の上、受注者において迅速に処理しなければならない。

2 受注者は、関係官公庁、その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に申出て協議するものとする。

(技術者等)

第 11 条 当該業務の受託監督者（工程管理者）、受託検査者、主任技術者は、測量法第 49 条により登録された測量士であり、地籍調査の知識を有したものでなければならない。

また、地籍総合技術監理者・地籍調査管理技術者・地籍工程管理士・地籍主任調査員・土地家屋調査士のいずれかの資格を上記のうち 1 名が有する、もしくは、別途配置するものとする。

2 当該業務の班長は、測量法第 49 条により登録された測量士とする。ただし、地籍調査の知識を有し、地籍調査管理技術者・地籍主任調査員の資格を有する測量士補も班長となることができる。

3 受注者は、前項により登録された登録番号を書面により通知し、資格証の複写、及び雇用関係を証明できるものを添付して書面により通知しなければならない。また、これらのものを変更したときも同様とする。

(資料等の貸与)

第 12 条 本業務を実施するうえで必要な資料等（発注者以外の第三者が管理する資料等を含む。）は、発注者が主任技術者又は作業班長（以下「主任技術者等」という。）に貸与する。

2 主任技術者等は、本業務遂行上、貸与資料等の複製が必要な場合は、発注者の承諾を得て行うこと。

3 主任技術者等は、貸与資料等及び前項の複製品については、その重要性を認識し、破損、紛失、盗難等の事故のないように管理し取扱い、本業務の完了後発注者の照合を受け速やかに返却すること。

(保安)

第 13 条 受注者は、本業務中交通の妨害となるような行為はもちろん、公衆に迷惑をおよぼさないよう次の各号により作業しなければならない。

（１） 交通及び保安に関係ある作業については、あらかじめ所管官公庁と協議の上実施すること。

（２） 本業務従事者は常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。

（３） 本業務中事故が発生した場合は、所要措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容についてすみやかに発注者に報告し、損害賠償等の責任は受注者が負う。

(疑義)

第 14 条 本業務の実施にあたっては、本仕様書に明示なき事項、その他疑義のある場合は、速やかに発注者と受注者が協議の上決定し、受注者はその指示に従うものとする。